2022 年 6 月 28 日 №20

老朽原発 40 年廃炉訴訟市民の会

6 月 10 日、関西電力は美浜原発３号機のテロ対策の特重施設運用開始時期を、2022 年 7 月下旬（変更前：2022 年 9 月頃）、運転再開（並列）時期を 2022 年 8 月 12 日（変更前：2022 年 10 月 20 日）と発表しました。「並列」は、発電機と送電系統をつないで送電を開始することなので、原子炉を起動する再稼働は、並列より２、３日以上前になります。

報道によれば、「関電によると、夏場の電力安定需給に向け対策を講じるよう経済産業省から要請があり、工期を短縮する。」（2022.6.10 共同）とのことです。労災事故多発の関電に無理をさせるとは！美浜３号機は竜巻対策工事ずさん溶接問題もありました。

燃料費高騰を受けて、原子力規制委員会の審査を通った原発を動かすべきだとの声が高まっていますが、規制委の審査を通ったからといって原発の安全は確保されていない現実を、この裁判では具体的に明らかにしてきました。

参議院選挙の中でも、この現実をぜひ広めてください！

□――――――――――――――――――――――――――――

【報告】4/21　口頭弁論

高浜１・２号第 22 回＋美浜３号第 20 回

老朽化問題のまとめを陳述

監視試験片原データでわかったずさんな試験！

――――――――――――――――――――――――――――■

４月の異動で、左陪席裁判官（向かって右）が、若林憲浩裁判官から岩谷彩裁判官に交替しました。日置朋弘裁判長、佐久間隆裁判官、岩谷彩裁判官、この３名の裁判官が判決を担当することになると思われます。なお、今回は、弁論更新は冒頭で形式的に済ませました。

＜バックフィット訴訟不当判決批判＞

午前の高浜事件では、まず、中野宏典弁護士が、40 年廃炉訴訟と同じ裁判体（3 月時点：日置朋弘裁判長、佐久間隆裁判官、若林慶浩裁判官）によるバックフィット訴訟不当判決 3/10 の問題点を説明しました。

名古屋地方裁判所 民事９部

佐久間隆裁判官　日置朋弘裁判長　岩谷彩裁判官

裁判前のミニ集会で、感情的にならないように話したいと語った中野弁護士ですが、報告集会で、冷静に話すつもりだったが、自分が担当した裁判の判決だったので、つい強い口調になってしまったと反省の弁を述べることに。

バックフィット訴訟判決の主要な問題としては、

・判決は国の主張をうのみにしたということが大きな問題だが、その理屈のつけ方も非常に良くない。

伊方最高裁判決は、深刻な災害を万が一にも起こさないようにすると書いていた、その「万が一」をあえて除いて、「災害を防止すること」を目的とするとしていて、軽くなっている。

さらに、伊方最高裁判決は、単に「原子炉施設」と書いているのに、今回の判決は、「発電用原子炉施設」とくどいくらいに書いていて、電気のためには多少の安全は犠牲になっても仕方がないんだというようなニュアンスが受け取れる。

・そして、福島原発事故は発生確率が低いとされていた地震や津波が発生して事故を起こしたという反省が全く活かされていない。当時のバックチェック制度（事業者の自主的対応）では原発を止めずに対策をズルズルと引き延ばされて事故が起きてしまった。バックフィット訴訟では、火山噴出規模の想定が引き上げられてくん福島事故前と同じ状況にあるのだから、その教訓を踏まえて原発を止める判断をすべきだと主張してきたが、裁判所は蓋然性が低い、発生確率が低いから大丈夫なんだという全く福島事

故の反省が活かされていない形で判断してしまった。これでは、地震や津波、火山といったものは発生確率が低いので実質止めないということになってしまい、バックチェックと何が違うのかという問題がある。

ということです。バックフィット訴訟判決は、伊方最高裁判決に反し、原発の使用停止を義務付けるための主張立証責任を原告に負わせた点も見過ごせません。伊方最高裁判決は、審査の資料は全て行政庁が持っていることなどから、行政庁が判断に不合理な点がないことを主張立証する必要があり、それが尽くされない場合には、不合理な点が事実上推定されるとして、「疑わしきは安全のために」判断する枠組みを取りました。しかし、今回の判決のように住民に立証責任を負わせると、住民が行政庁の判断が不合理であることを立証できない限り原発の稼働が認められる「疑わしきは稼働のために」判断することになってしまい、深刻な災害が万が一にも起こらないようにするという趣旨に反します。

＜電気ケーブルの劣化評価　全く裕度はないのに＞

続いて、谷次郎弁護士から、電気ケーブルの老朽化問題について、国からの反論への再反論について説明しました。

国は、関電が電気ケーブルの絶縁低下の代替指標として「破断時の伸び」を基準としているのではなく、耐電圧試験により絶縁破壊が生じていないことを確認しているとか、健全性評価においては十分な裕度が設けられていると反論してきたのですが、JNES（原子力安全基盤機構）の JNES-SS レポートでは、破断時の伸びを評価した同じ種類のケーブルの絶縁抵抗値のデータがあり、照射時間 4000 時間近くで抵抗値が 375 万分の１へと急激に低下していることがわかります。もしも、絶縁低下を判断指標にしているならば、照射時間を基準として評価すべきで、絶縁低下が急激に低下した試料は不合格として、照射時間で評価すべきなのにそうしていないので問題です。裕度があるとしている点についても、抵抗値が 375 万分の１に低下したり、破断時の伸びが新品の 420%から 29%にまで低下したようなものを合格としているのですから、十分な裕度が設けられているなどとは到底言えません。

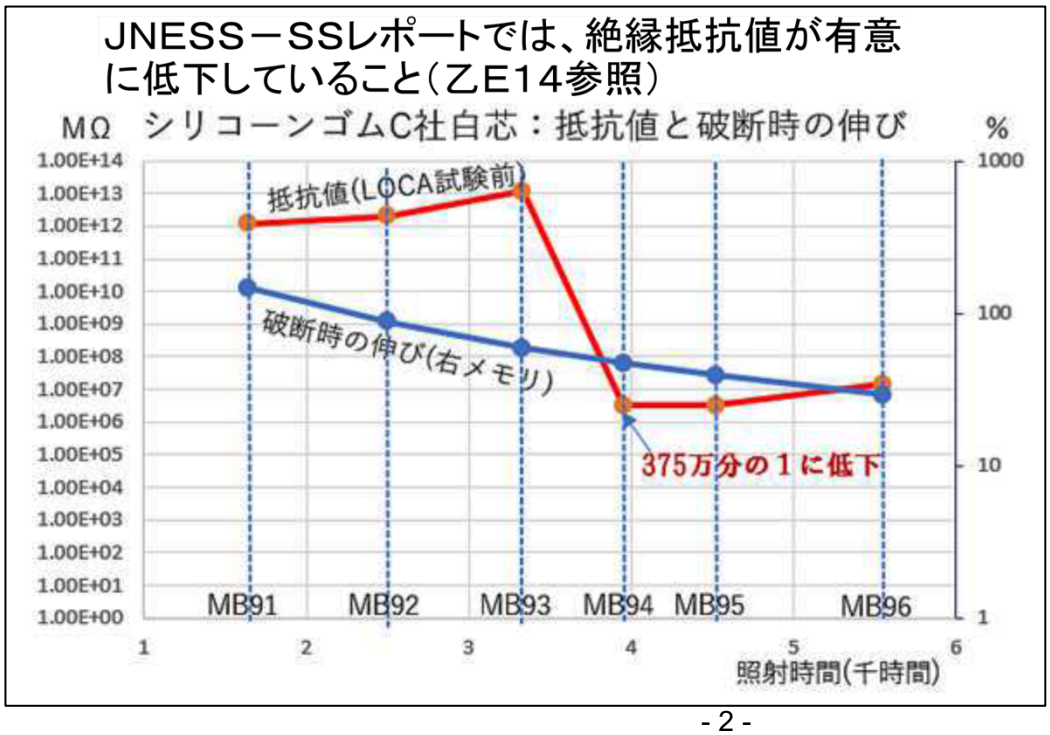

＜使用済み核燃料の処分について審査すべき理由
アメリカでは、安全に貯蔵できる裏付けないと
裁判所が原発の更新を認めなかった事例も＞

高浜事件の最後は、伊神喜弘弁護士が、前回主張した使用済み核燃料の処分方法について審査をしていないし審査基準すらないという問題について、運転期間延長認可の規定を法律論的にどう解釈すべきかという点からの補足の主張を説明しました。

これまでも主張してきた通り、核燃料サイクルは破綻し、高レベル放射性廃棄物や使用済み核燃料の処分の目途も立っていない、東電福島原発事故で使用済み核燃料プールの危険性が認知されたにもかかわらず老朽原発の使用済み核燃料プールは満杯に近い状況というのに、延長認可にあたり、使用済み核燃料の問題を審査していない、審査基準すらないというのは常識的に考えて絶対に見過ごせない問題なのですが、裁判所からは、審査基準を定めなければならない法的な根拠は何かと問いかけられています。

確かに、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 32 第 5 項は、「原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転にともない生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、その第 2 項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。」としているだけで、そのために使用済み核燃料の処分についての基準を定めるようになどと具体的なことは書いていません。

しかし、この老朽原発の延長認可という行政処分は、

原発は事故を起こせば広範な住民の生命や財産を脅かすおそれもあるという被害の重大性を考えると、処分を受ける事業者の利益以上に、住民の権利利益の保護が必要ですから、厳格な審査が必要で、そのための審査基準を定めることも当然求められます。

これが行政法学の考え方からも導かれることを説明しました。

法廷では時間切れで説明ができなかったことについて、報告集会で伊神弁護士から、

・かつて国は伊方事件において、使用済み核燃料の再処理が適切に行われる見込みがある場合に限って許可するんだと自分たちの準備書面で書いていたのに、今は段階的規制だから審査しなくていいと言っている、では、誰が審査の責任を持つんですか？という問題であること。

・アメリカには使用済み核燃料の件で原発の更新を停止した裁判例がある。米規制委員会は、発生する高レベル放射性廃棄物と使用済み核燃料を十分に収納する十分な容量の地下施設が必要な時に、それが必要な量確保されるという十分な確信があるか、また、必要が生じた場合、使用済み核燃料を貯蔵プールや所内外の乾式貯蔵施設にプラントの運転認可の失効日から少なくとも６０年間、環境への有意な影響なしに安全に貯蔵できる十分な確信があるということを認めて許可したが、裁判所は規制委の確信は証拠で裏付けられていない、不十分だということで止めた。

と紹介がありました。アメリカの判例はとても参考になりますね。

法律に明確な規定がないため法的には難しいテーマですが、使用済み核燃料問題の深刻さと、その審査もしていないという無責任な原子力規制の問題を多くの方に知らせていきましょう。そして、裁判官にしっかり判断していただきたいと思います。

＜老朽化のずさんな試験と原発事故の風化＞

午後の美浜事件は、まず、老朽化問題のまとめと、監視試験片原データによってわかった破壊靭性試験のずさんさについて小島寛司弁護士が説明を行いました。

老朽化問題については、新しい裁判官にもわかっていただけるよう、これまでの主張を一通りおさらいしました。経年劣化と型の旧さの問題があること、40 年ルールの意味、中性子照射脆化の評価にはいくつもの問題があること。そして、ようやく関電が提出した監視試験片原データにより手抜き試験がわかったが、規制委は原データを見てもいないので、この手抜き試験に気づくこともできず、原子力規制に求められる万が一にも深刻な災害を起こさないための審査はなされていないということを訴えました。

＊監視試験片原データでわかったことは別項で。

最後は北村栄弁護団長より、この間の原発関連新聞記事についての書面を陳述しました。

福島第一原発事故とその被害は未だ続いているのに、一方で事故の風化が進んでいることを示す世論調査結果も報道されています。

そのような中で、２月にトンガ諸島で発生した海底火山の噴火についての記事では、専門家から現在の知見では噴火の予測は難しいと指摘。

このような専門家の警告を受け止めて、二度と取り返しのつかない原発事故被害を起こさないために、事故が起きた時に裁判所としても後悔しないためにも、40 年超の老朽原発の危険性を十分理解し、警告を無視したことにならないよう、良心に従った理性ある判断をと求めました。

今後の口頭弁論の予定は 7 月、10 月、12 月と入りました。また、次回の口頭弁論からは、被告・国も口頭陳述をするため、高浜、美浜それぞれ 1 時間半の法廷となります。これまで以上に長時間となってしまいますが、裁判も終盤となり、また、老朽原発の再稼働も迫る中、私たちの危機感を裁判官に伝えるために多くの方に傍聴にお越しいただけたらと思います。

6 月 1 日より、新型コロナウイルス感染症対策による傍聴席数の制限も無くなりましたので、ほぼ傍聴していただけるかと思います。傍聴は午前だけ、午後だけでも構いません。

とは言え、新型コロナウイルス感染症流行下につき、ご無理はされませんようお願いいたします。

＜次回以降の期日＞

2022 年 7 月 8 日（金）名古屋地裁 2 号法廷
高浜 1.2 号機 10:30～ 第 23 回口頭弁論
美浜 3 号機 14:30～ 第 21 回口頭弁論

2022 年 10 月 3 日（月）名古屋地裁 2 号法廷
高浜 1.2 号機 10:30～ 第 24 回口頭弁論
美浜 3 号機 14:30～ 第 22 回口頭弁論

2022 年 12 月 16 日（金）名古屋地裁 2 号法廷
高浜 1.2 号機 10:30～ 第 25 回口頭弁論
美浜 3 号機 14:30～ 第 23 回口頭弁論

□――――――――――――――――――――――――――――

【裁判でわかった】

関電のずさんな試験を見逃した
規制委のずさんな審査

――――――――――――――――――――――――――――■

40 年廃炉訴訟の重要な争点の一つである原子炉容器の中性子照射脆化(ちゅうせいししょうしゃぜいか)。

原子炉容器は鋼鉄でできていますが、長年、強烈な放射線を浴び続けるともろくなります。そうすると、配管破断等によって緊急に炉心に冷却水を入れた際に持ちこたえられない恐れが高まります。

そこで、どのくらいもろさの度合いが進んでいるのかを調べる必要があるのですが、関電の評価でも、高浜原発１号機は脆性遷移温度（金属が一定の温度以下になると粘り強さを失って脆くなる境界の温度）が９９℃と全国の原発で最も高く、緊急冷却時の破損が心配されていました。

わたしたちは裁判の中で、国と関電に対し、この中性子照射脆化を調べる監視試験片（原子炉容器に同じ鋼材の試験片を入れておいて、中性子を浴びてどのくらい脆くなったかを定期的に取り出して試験をする）の原データの提出を求めてきましたが、一向に提出されないため文書提出命令の申し立ても行いました（裁判所に提出を命じてもらうための手続き）。そこまでしてようやく、裁判所の働きかけにより、命令ではなく任意の形で、前々回２月４日の口頭弁論までに関電から一通りのデータが出されました。

このデータを井野博満さん（東大名誉教授、工学博士、専門は金属材料学）に見ていただいたところ、破壊靭性試験※が非常にずさんでびっくりしたとのこと！（※試験片にき裂を作り、さまざまな温度下で引っ張ってどこまで耐えられるかを調べる試験）

監視試験片の取り出しは 10 年ごとで、これまでに４回。試験片には、原子炉容器の母材と溶接金属があり、毎回、両方のデータを取っているものと思っていたのに、１回目と３回目が母材、２回目と４回目が溶接金属という、どちらかしかやっていない手抜きの試験だったのです。しかも、老朽原発の評価で重要な直近の 4 回目に、原子炉容器本体である母材の試験をやっていないのです！

データ数も、高浜１号機が９個、２号機が 10 個と極めて少なく、そもそも破壊靭性試験は測定値が大きくばらつくことが知られているので（「倍・半分」と言われるほど）、少ないデータではとても適正な評価はできません。他の原発では、各試験回次ごとに母材と溶接金属の両方を複数個以上試験しています（九州電力玄海１号機、四国電力伊方２号機）。

関電が監視試験片原データの提出をずっと拒んでいた理由には、手抜き試験がばれてしまうということもあったのかもしれません。

原子力規制委員会が審査において監視試験片の原データを確認していないことは、法廷で国の代理人がはっきりと述べています。関電も規制委もずさんすぎます。

どちらも原発を扱う資格はありません💢

老朽原発はこのまま廃炉に！

１．高浜１号機　関西電力 準備書面（13）より▼

監視試験回次	区分	試験温度（℃）	適切なデータが得られなかった理由
1	母材	288	①延性破壊
		100	①延性破壊
		19	適切なデータが得られた
		-100	適切なデータが得られた
2	溶接金属	288	①延性破壊
		150	①延性破壊
		24	適切なデータが得られた
		-50	適切なデータが得られた
3	母材	288	①延性破壊
		80	適切なデータが得られた
		50	適切なデータが得られた
		19	適切なデータが得られた
4	溶接金属	288	①延性破壊
		200	①延性破壊
		75	適切なデータが得られた
		0	適切なデータが得られた

２．高浜２号機

監視試験回次	区分	試験温度（℃）	適切なデータが得られなかった理由
1	母材	288	①延性破壊
		100	①延性破壊
		14	適切なデータが得られた
		-100	適切なデータが得られた
2	溶接金属	100	①延性破壊
		60	②試験装置の故障
		14	適切なデータが得られた
		-30	適切なデータが得られた
3	母材	288	①延性破壊
		20	適切なデータが得られた
		-10	適切なデータが得られた
		-40	適切なデータが得られた
4	溶接金属	288	①延性破壊
		-10	適切なデータが得られた
		-45	適切なデータが得られた
		-80	適切なデータが得られた

□――――――――――――――――――――――――――――

【5/17 提訴・併合】
火山灰濃度の保安規定変更認可無効確認 高浜も
バックフィット命令の設置変更許可の取消訴訟も

――――――――――――――――――――――――――――■

前回、火山灰濃度の問題で新たに美浜３号機保安規定変更認可の無効確認訴訟を４月１日に提訴したことをご報告しました。

昨年になって国から、40 年廃炉訴訟で取り消しを求める対象とした保安規定変更認可の変更部分は延長認可に関わることだけで、火山灰濃度の問題は含まれていないとの反論がなされ、このままでは、重要な争点の一つである濃度の問題が裁判所の判断の対象から漏れてしまう恐れがあるため、濃度の引き上げによる保安規定変更認可（2020.2.27）の無効確認訴訟も並行して行うことにしたものです。

これについて裁判所から、高浜１、２号機の方も同じようにしてほしいとの要請がありましたので、高浜１、２号機についても 2021 年２月 15 日の保安規定変更認可の無効確認訴訟を５月 17 日付で提起しました。こちらも印紙代の関係で原告は３名に絞り、高浜町の東山幸弘さん、名古屋市の河田昌東さん、草地妙子さんが原告となりました。

さらに、火山の問題では DNP（大山生竹噴火）噴出規模が２倍以上に見直されて関電３原発にバックフィット命令が出され、その設置変更許可が 2021 年５月 19 日に出ています。

とすると、私たちが対象としてきた過去の設置変更許可との関係はどうなるのか？という問題があります。

これまでの判例では、当初の許可も新しい許可も一体のものとして扱うべきとするものと別々に扱うとするものとわかれているため、判決で判断の対象から漏れることがないよう、念のため新たな許可についても高浜１、２号機と美浜３号機それぞれ訴訟を提起しました（5/17 付）。

こちらは、１年の出訴期間になんとか間に合ったこともあり、無効確認訴訟で要求される「重大明白性の要件」が必要ない取消訴訟としました。原告は、先の火山灰濃度の保安規定変更認可の原告と同じです（美浜は、美浜町の松下照幸さん、敦賀市の山本雅彦さん、名古屋市の草地妙子さん）。

４つの新たな訴訟を提起したわけですが、いずれももとの訴訟に併合されますので期日が増えることはありません。

□――――――――――――――――――――――――――――

【4/28 控訴取り下げ】
原発バックフィット・停止義務づけ訴訟

――――――――――――――――――――――――――――■

大山生竹噴火（DNP）の噴出規模引き上げによるバックフィット命令にかかわる許認可のうち、保安規定変更認可を４月７日付で原子力規制委員会が行いました。

また、その前に規制委は使用前確認の省略を決めていることから、本件バックフィット命令にかかわる手続きは終了したこととなり、訴えの利益がなくなったことから、名古屋高裁に控訴の取下書を提出し、４月 28 日付で受理されました。

本裁判はこれにて終了となりますが、裁判でこれまで指摘をしてきた火山灰濃度の過小評価は是正されておらず、原発の安全が確保されたとは言えない状況です。取り下げに伴い、原告・弁護団は「安全の確保されていない原発を稼働させないように闘い続ける旨の声明」を発表しました。<HP 掲載>

□――――――――――――――――――――――――――――

【次回 7/4 で終結】老朽美浜３号機運転禁止仮処分

――――――――――――――――――――――――――――■

当弁護団からも参加して大阪地裁で取り組んできた美浜３号機運転禁止仮処分は、次回７月４日に終結し、当初の 10 月の再稼働に間に合うように裁判所に決定を出していただくはずでした。関電が美浜３号機の送電開始を８月 12 日と発表しましたので、仮処分弁護団は裁判所に決定を早めるよう求めるそうです。

前回の５月 23 日の第４回審尋期日で、３人の裁判官のうち、裁判長はそのままで両陪席二人が交替したそうです。

裁判所から争点項目案として裁判所が判断しなければいけないことを示した文書が示され、債権者（住民）からは、原発の危険性については深層防護に基づいて考えなくてはいけなくて、事故が起こることを前提に実効性ある避難計画を立てなければならないが、関電は４層までに具体的な危険がなければ避難計画ができていなくてもいいとする主張なので、独立した争点にすべきと主張。裁判所は債権者の主張はわかるが、今の段階では裁判所の案でおさめてほしいというので了解したとのこと。

関電は、規制委が基準地震動ガイドの「ばらつき条項」削除の改定作業※をしているので、改定が行われたら主張をするとして改定後２ヶ月ほしいと要求。それでは美浜３号機の再稼働にずれ込んでしまうのでダメだと債権者は主張。

結局、裁判所は審尋期日としては７月４日で終わり、ガイド改定がなされればそのことは裁判所も考慮しなくてはならないので、双方が７月 30 日までに主張するのは許容するということになったそうです。（※規制委は６月８日に「ばらつき条項」削除の改定を行いました。）

井戸謙一弁護士「関電は十分にこちらの主張に反論できていない。主張はこちらが勝っている。」

河合弘之弁護士「ばらつき条項削除」については裁判官も覚えていて、「土俵を動かすという話がありましたよねとおっしゃったのでうれしかった。」

原告の宮下正一さんは、決定の日に集まっても遅いので、次回の審尋にはもっとたくさん集まって思いを示したいと参加を呼びかけました。

老朽美浜３号機運転禁止仮処分＠大阪地裁
第５回審尋 2022 年７月４日（月）14:00～14:30
審尋は非公開（弁護団と申立人しか入れません）
＊審尋前の集会　13:15～13:50
大阪地方裁判所前の小公園
＊報告会　14:30～16:00
大阪市中央公会堂 ３階 小集会室
大阪市北区中之島 1-1-27
老朽美浜３号機運転禁止仮処分の会
連絡先　原子力発電に反対する福井県民会議
福井県福井市日之出３丁目 9-3 0776-21-5321

□――――――――――――――――――――――――――――――

【報告】うつぼ公園に 2100 人！ 原発のない明日を
老朽原発このまま廃炉！大集会 in おおさか
――――――――――――――――――――――――――――――■

暑い陽射しが照りつける中、大阪・うつぼ公園に 2100 人が集まりました。

40 年廃炉訴訟市民の会からは、草地共同代表がスピーチし、関電がようやく提出した監視試験片原データにより、中性子照射脆化の試験が非常にずさんな形で行われていたことがわかったことを報告しました。愛知・岐阜からは８名ほどの参加でした。

□――――――――――――――――――――――――――――――

【報告】昨年の申し入れからちょうど１年
未だ回答ない
岐阜県知事に申し入れ
――――――――――――――■

昨年６月９日、40 年廃炉訴訟市民の会は、さよなら原発・ぎふと共同で、岐阜県知事に対し、老朽原発再稼働を容認しないよう申し入れを行いました。

しかし、この間、岐阜県からは何ら回答がないことから、ちょうど１年後の６月９日に再度同じ内容の申し入れを行いました。さよなら原発・ぎふからは代表の伊藤久司さんほか５名、当会からは草地共同代表、柴山が参加しました。岐阜県は、原子力防災室の桂川室長（昨年の永井室長は異動）と柘植係長が対応。昨年と同じ内容なので回答を求めておいたのですが、当日、回答はありませんでした。

申し入れ事項は２点です。
1.岐阜県として、説明会を開催してください。
2.具体的な避難計画が示され県民の納得が得られないうちは、老朽原発再稼働を容認しないことを表明してください。

当会からは、前回以降に裁判でわかったこととして、監視試験片原データが提出されて、破壊靭性試験が、各回、母材か溶接金属化どちらかしかやっていない、データも極めて少ないというあまりにもずさんに行われていたことを岐阜県に伝えました。関連する準備書面も資料として提出しました。

岐阜県の説明は、
・即答は難しい。後日回答する。
・知事も昨年の申入書は読んでいて、知事としての見解は、「安全性の確保が大前提だが、安全性は国が判断する。説明責任は国にある。」
・30km 圏となる美浜３号機については、規制庁から 2020 年の岐阜県防災会議原子力専門部会で説明を聞いた。そして、同部会で安全を確認した。
・（30km 圏の）揖斐川町では住民説明会はやった。
というものでした。

こちらからは、関電は 10 月に再稼働するとしているので早期の回答を求めるとともに、岐阜県の放射性物質拡散シミュレーションからして 30km 圏でおさまらないことは明らかなのだから、国の説明や岐阜県の専門部会で確認した内容を県民に説明してほしい、その場合には、県民の質問にきちんと答えられる専門家を出席させてほしいということ、そし

て、原発の安全性を確認したとしても、東電福島原発事故を受けて、事故は起きるという前提で対策をすることが求められていて実効性ある避難計画が必要であること（水戸地裁は原発の安全は認めながらも実効性ある避難計画がないとして差し止めを認めた）を訴えました。

□――――――――――――――――――――――――――――

【報告】老朽原発高浜１・２号機延長認可から６年
6/20 老朽原発を一日も早く廃炉に
街頭アピール@名古屋市・栄 三越前

――――――――――――――――――――――――――――■

北村弁護団長も駆けつけ、１３名でアピールを行いました。

原子力規制委員会の審査を通ったからといって、原発の安全は確保されていない、事故が起きてからでは遅いので、これ以上後悔しないよう、参院選挙で老朽原発廃炉、脱原発の意思表示をしようと訴えました。

□――――――――――――――――――――――――――――

【報告】最高裁判決が国の責任を認めない中で
6/23 東電福島原発事故避難者訴訟 控訴審第８回
市民団体共同で参院選公開質問状も出しました

――――――――――――――――――――――――――――■

6 月 17 日、最高裁は東電福島原発事故の損害賠償請求訴訟（生業・千葉・群馬・愛媛）で、国に損害賠償責任はないとする判決を出しました。

そのような中で開かれた 6 月 23 日の名古屋高裁の避難者訴訟口頭弁論では、事故当時小学校１年生で現在、大学生となった原告が陳述を行いました。時折声を詰まらせながらも、原発事故により強いられた理不尽で、かつ現在も続く被害について明瞭に裁判官に伝えていました。

なお、40 年廃炉訴訟市民の会は、だまっちゃおれん訴訟や県内各地で脱原発に取り組む市民団体と共同で、参院選立候補予定者に公開質問状を提出しました（6/1 時点で事務所所在地がわかった愛知、岐阜、福島各選挙区で立候補予定の方あて）。回答はだまっちゃおれん訴訟 HP で公開しています。

東電福島原発事故避難者訴訟愛知・岐阜控訴審
第９回口頭弁論 2022 年９月 13 日（火）11:00～
第 10 回口頭弁論 2022 年 12 月 15 日（木）11:00～
いずれも名古屋高裁１号法廷

＜お問い合わせ先＞
原発事故損害賠償請求訴訟愛知・岐阜
福島原発事故損害賠償愛知弁護団
TEL：052-414-7338
だまっちゃおれん 原発事故人権侵害訴訟・愛知岐阜
【HP】https://damatchaoren.wordpress.com
【E-Mail】damatchaoren@gmail.com

□――――――――――――――――――――――――――――

【案内】愛知サマーセミナー2022
放映されなかった高校生劇「明日のハナコ」

――――――――――――――――――――――――――――■

40 年廃炉訴訟市民の会は、愛知サマーセミナーに「おんぼろ原発やめよう会」という名前で（わかりやすい名前がいいよねということで）講座を開いてきました。新型コロナ流行もあって２年参加できませんでしたが、今年は参加します！

昨年の福井県で行われた高校演劇祭は、コロナ禍での開催で無観客でしたが、地元ケーブルテレビがすべて放映することになっていました。

13 校上演した中に、福井県立農林高校演劇部の「明日のハナコ」がありました。原発を巡る過去を辿りつつ、少女２人の成長を描く作品です。

ところが、後日、この作品だけ放映から外され、ＤＶＤはつくらず、記録映像を閲覧させない、脚本集はすべて回収、という決定を受けます。
表向きは、劇中の差別用語が問題とされていますが、テレビ局のスポンサーや演劇祭への補助金に原発のお金が入っていることへの忖度では？

大阪でのリーディング上演動画を観て、演劇部元顧問で脚本を書いた玉村徹さんにお話いただきます。

＊愛知サマーセミナーとは、20 年以上続いている地域市民と学校が結びついた市民参加型セミナーで父母・教師・生徒・ＮＰＯ法人が協働運営。誰でも先生になれる、誰でも生徒になれる、基本無料。
https://www.samasemi.net

放映されなかった高校生劇「明日のハナコ」
元顧問の先生のお話し
日時：2022 年７月 17 日（日）9:30～10:50
場所：愛知東邦高校本館４階２Ａ
地下鉄「一社」駅より徒歩 12 分
名古屋市営バス「平和が丘」より徒歩２分
講師：玉村徹さん（福井県立農林高校演劇部元顧問）
※YouTube を観ます。演劇の上演はありません。
参加費：無料
講座主催:おんぼろ原発やめよう会
問合せ:080-9495-9414(草地)

□――――――――――――――――――――――――――――

【ご案内】老朽原発・美浜３号うごかすな！
現地全国集会

――――――――――――――――――――――――――――■

◆と　き：2022 年 7 月 24（日）正午
◆ところ：福井県美浜町菅浜/弁天崎
※美浜原発から直線距離で 3km 南。車乗りつけ可
◆主　催：老朽原発うごかすな！実行委員会
◆協　賛：原子力発電に反対する福井県民会議
オール福井反原発連絡会
連絡先： 090-1965-7102 木原
☆12 時に美浜町弁天崎に集合、約 1 時間抗議集会、その後 14 時に、「はあとぴあ」から関電原子力事業本部前までデモ、約 45 分間申入れと抗議行動の後、美浜町内をデモ行進。16 時ごろ解散予定。
☆7/24 朝、新大阪駅前、京都駅南、大津駅前よりバス配車あり。
実行委へ要申し込み。

□――――――――――――――――――――――――――――

【お願い】会費納入をお願いします！

――――――――――――――――――――――――――――■

皆様のご支援によって訴訟活動や訴訟の支援活動、広報活動を行うことができます。2022 年度も引き続きご支援をお願いします。会費は 2,000 円/年です。

各個人の会費納入状況は郵送宛名ラベルに印がございます。（納入済みは「入」、未納の場合は「未」となっております。）2021 年度が未納の方は、こちらも併せて納入いただけましたら幸いです。よろしくお願いいたします。

会費・カンパのお振込み先
【郵便振替口座】
口座番号：００８１０-０-１５３７４８
口座名義　：40 年廃炉訴訟市民の会
（ ヨンジュウネンハイロソショウシミンノカイ）
【ゆうちょ口座間、他銀行から】
金融機関コード：９９００（ゆうちょ銀行）
店番号：０８９
当座預金
店名：〇八九 店（ゼロハチキユウ店）
口座番号：０１５３７４８
※会員になって継続的にご支援ください。振込票に、「入会申し込み」と明記し、氏名・住所・電話番号のご記入があれば、会員登録されます。メールアドレスのある方はご記入ください。ホームページからも会員登録できます。メールマガジン等を配信します。

【デンジャラスくん通信　発行責任】
★老朽原発 40 年廃炉訴訟市民の会★
〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2 丁目 18-22
三博ビル 5F 名古屋第一法律事務所内
TEL：080-9495-9414
E-mail：toold40citizens@gmail.com
HP：http://toold-40-takahama.com/people/
FB、Instagram、Twitter などは HP からどうぞ

TOOLD40@NAGOYA
老朽原発４０年廃炉訴訟市民の会